

◎新潟県告示第518号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項（又は第53条第1項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）を次のとおり指定した。

令和7年4月30日

新潟県知事 花 角 英 世

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
訪問看護 介護予防訪問看護	訪問看護ステーション春 日和小出	新潟県魚沼市諏訪町 1丁目12番地	株式会社ワールド ステイ	令和7年4月1 日
通所介護	デイサービスセンターか んまち	新潟県魚沼市小出島 107番地3	株式会社ワールド ステイ	令和7年4月1 日
通所リハビリテーシ ョン 介護予防通所リハ ビリテーション	長岡市小国診療所	新潟県長岡市小国町 樽沢88番地	社会医療法人崇徳 会	令和7年4月1 日